

一宮市告示第 284 号

地方税法第 20 条の 2 及び一宮市市税条例第 18 条の規定により、別紙のとおり令和 7 年度軽自動車税種別割納税通知書を送達します。

なお、これらの納税通知書は、財務部市民税課で保管しており、申出によりいつでも交付します。

令和 7 年 6 月 6 日

一宮市長 中野 正康

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]